

令和6年

第1回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和6年1月25日

閉会：令和6年1月25日

福岡県東峰村議会

令和6年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和6年1月25日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和6年1月25日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和6年1月25日 10時50分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	×
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

8番 佐々木紀嘉議員

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	樋口 修一	教育課長	國松 直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 1号	東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号	令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）
議案第 3号	令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）
9番 黒川隆康議員 1番 和田将幸議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

令和6年1月25日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和6年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

令和6年1月25日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 1号 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 2号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）

日程第 9 議案第 3号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達しておりますので、令和6年第1回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から、配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 9番 黒川隆康議員、1番 和田将幸議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日1月25日の1日間としたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より、議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日ここに、令和6年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解、ご尽力をいただきますことを、深く感謝申し上げます。</p> <p>新しい年が明けたところではございますが、本年は、すでに皆様ご存じのように、地震、事故、火災などさまざまなことが起きています。改めて自治体にとって、危機管理は最も重要なことであり、あらゆる災害を想定内として対応することはもちろん、予防、防災、常に住民一人一人が、災害が起きたらどう行動するか、地域がどう動くか、自助・共助のあり方を、訓練を通じて経験値を積み上げなければならないと強く感じているところであります。</p> <p>さて、12月まで実施されたデジタル商品券事業ですが、たくさんの方にご利用いただきましたことを感謝申し上げます。</p> <p>利用状況として、プレミアム付デジタル商品券は、販売価格5,200万円に対し、5,186万564円の利用、13万9,436円が未利用で、利用率99.73%となっております。</p> <p>一方、生活応援デジタル商品券は、発行金額560万7千円に対し、479万3,875円の利用、81万3,125円が未利用で、利用率85.5%となっております。</p>

消費者が購入したプレミアム付商品券と、全員に付与された生活応援商品券に対する意識と認識の差だとは思っていますが、昨年実施された一人1万円の生活応援商品券、紙のやつでございますが、の利用率が96.45%、それと比較すると約10ポイントの利用の差がっております。それぞれ事情があるとは思いますが、来年度以降も商品券事業はデジタルで実施する予定ですので、より皆様に浸透するように努力していかねばならないと考えています。

来年度は、外出支援タクシーチケットのとほっぴpayのクーポンによる実施や、健康マイレージで獲得したポイント交換の1つとして、とほっぴpayへの付与などの実施を考えています。一気に変革は困難ですので、一步步デジタルが当たり前になる東峰村を築いていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力、ご利用をお願いするものであります。

それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について説明を申し上げます。

本臨時会には、専決処分の承認について2件、条例の一部改正について1件、補正予算について2件、計5件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。

承認第1号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減税する制度が創設されたため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）の専決処分につきましては、国の施策である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者世帯枠分）給付、また、令和5年12月20日、甘木朝倉広域市町村圏事務組合臨時議会にて消費税負担金の増額が議決されたため、予算の増額の必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれに5,678万5千円を追加し、歳入歳出総額を5億4,644万6千円とするものです。

歳出では、一般管理費として、災害派遣職員負担金1,400万円、電算事務費として203万5千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として2,210万円、価格高騰緊急支援給付金として1,865万円、合計5,678万5千円を計上しています。このうち、2,776万9千円については、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

議案第3号、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに930万円を追加し、歳入歳出総額を3億6,833万8千円とするものです。

歳出では、一般被保険者療養給付費として930万円を計上しています。

	<p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様には慎重審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、村長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>議案の2ページをお願いいたします。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。 令和6年1月25日提出、東峰村長名でございます。 3ページをお願いいたします。 東峰村専決第9号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和5年12月28日専決、東峰村長名でございます。 提案理由といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が創設されたため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものでございます。 4ページをご覧いただきたいと思います。 令和5年東峰村条例第25号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。 東峰村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。新旧対照表でございます。 4ページから7ページにかけて、改正後の条例の条文を列記しております。 主な内容としましては、先ほどの、上記の提案理由の一部法改正によりまして、国民健康保険税について、出産する被保険者の出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割及び均等割額の免除措置が導入されることとなるものでございます。 4ページの第23条、国民健康保険税の減額の第3項にその内容を追記しまして、4ページから6ページの中段にかけて、1から6の各号において、課税減額の項目別に追加しております。 また、6ページの中段から7ページの中段にかけて、第24条の3、出産被保険者に係る届出について、提出の内容ごとに追記をされております。 7ページをお願いいたします。 附則、施行期日、この条例は、令和6年1月1日から施行する。 適用区分、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p>

	承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6番	総務常任委員会でもお聞きしましたが、届出ですね。この届出を出すという作業が必要になるかと思えます。この対象者に対しては、どの時点でこういう届出を行うと免除されるということを知りたいのか、されるのでしょうか。お尋ねいたします。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	通知につきましては、国保への加入者が事前にもう分かっております。もちろん母子保健等で生まれる月等の、予定月というのはこちらで確認しておりますので、前もってそういう通知を、確か、基本的には3カ月ぐらい前からはさせていただきたいと思っております。
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第6	
議長	日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	8ページをお開きください。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和6年1月25日提出、村長名でございます。 続きまして、9ページでございます。 東峰村専決第10号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）を専決処分する。 令和5年12月28日、村長名でございます。 理由、国の施策である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者世帯枠分）給付、また12月20日、甘木朝倉広域市町村圏事務組合臨時議会にて消防費負担金の増額が議決されたため、予算の増額の必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。 10ページでございます。

	<p>令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第8号） 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,533万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,966万1千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年12月28日専決、東峰村長名でございます。</p> <p>続きまして、11ページをお開きください。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>11款国庫支出金、2項国庫補助金1,705万2千円の補正でございます。</p> <p>15款繰入金、2項基金繰入金827万8千円。</p> <p>補正額2,533万円、補正後の金額、55億8,966万1千円でございます。</p> <p>12ページ、歳出。</p> <p>3款民生費、1項社会福祉費、補正額2,410万円。</p> <p>9款消防費、1項消防費123万円。</p> <p>補正額2,533万円、補正後の金額、55億8,966万1千円でございます。</p> <p>続きまして、歳入でございます。</p> <p>15ページ、11款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金1,705万2千円。</p> <p>15款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金827万8千円でございます。</p> <p>続きまして16ページ、歳出でございます。これは、関係する各課より説明をさせていただきます。</p> <p>総務企画課は、9款消防費、1消防費、1日常備消防費でございます。</p> <p>これにつきましては、令和5年度基準財政需要額の確定によりまして、広域圏への広域消防負担金、これにつきましては、123万円の増額をする必要がございましたので、計上させていただいております。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>住民福祉課分としまして、同じく16ページでございます。</p> <p>歳出、3款1項15目価格高騰緊急支援給付金、補正額2,410万円の増額補正でございます。</p> <p>内容としまして、12節委託料に、該当者の抽出並びに発送のためのシステム改修で170万円、19節扶助費に非課税世帯320世帯分の追加給付分としまして、2,240万円の計上をするものでございます。以上です。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2番	<p>まず、9款の消防費ですが、これは、納期限がいつまでであるかのお尋ねです。</p> <p>それから、その上の価格高騰緊急支援給付金の委託料170万円、先ほど若干、該当者の抽出と発送業務というふうにあります170万円ですけど、もう少しですね、詳しくこのシステム改修費の中身について答えていただきたいと思います。</p> <p>たぶん私が考えるのは、システムエンジニアの業務が主ではないかなというふう</p>

	<p>思って、ハード事業等は含まれてないのではないかなと思います。 その170万円の内訳がもう少し分かるようにご説明をお願いしたいと思います。 以上です。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、消防費の納期限でございますが、一応今、手元に納付書がございませんが、早急に納付する必要があるございましたので、専決をさせていただいておりますので。 はっきりした日時につきましては、後で報告させていただきます。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>3款1項15目の12節の委託料170万円の内訳でございます。 中身につきましては、この場で明細等がですね、ちょっと資料等がございません。 基本的にはですね、システム、要するに住民基本台帳システムの中から抽出するというので、ほとんどがSEの人件費等になります。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>予算の説明のときにですね、資料がないというのは、少し手落ちではないかなと思います。 後の機会で、全協等で結構でございますので、そのシステムの改修の見積書が出ていると思いますからですね、そういったことは詳しく説明していただきたいと思います。 人件費というですね、当然システムエンジニアの人件費だと思いますが、やっぱり毎回こういうシステム改修費ですね、大きな金額が支出せざるを得ない。給付費のほうで出るのは、これはもう仕方ないことですけど。 電算化されているがゆえに、こういったシステム改修費は、もう毎回村で多額の支出がある。これを、やっぱりできるだけ安く抑える工夫ができないか。他町村の例を見るとかですね、自分たちでできるところはできるだけ自分たちでするとかですね。そして、人件費であれば当然、精算というのが出てくるのではないかなと思います。 そういったところで、今分かっていることがありましたら、特に精算についてですね、もうあらかじめ見積書が出たまんまを終わって払うのか、それともきちんとした、出張してきた日数等を合わせてですね、精算をするのか。そういったところが分かる範囲で結構ですので、ご説明をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>その中身につきましてですね、後ほど全協のほうでご連絡させていただきたいと思っております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>同じく私も、価格高騰緊急支援給付金についてなんですけれども。 国庫支出金が1,705万2千円に対して、事業を行う費用が2,410万円ということで、一般財源の財政調整基金から704万8千円のほうに繰り入れられているかと思っております。 国の事業に基づいてなのにも関わらず、この一般財源が用いられる理由について、お尋ねいたします。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>こちらの緊急支援の給付金の内容でございます。 まず、限度額がですね、国のほうから示されます。約、全体が100%としましたら、7割が限度額として国のほうから表示されます。その後、変更というか、追加で2割。 ですから90%までしか国からの、大体補助というのは、補助というか給付の限度はございません。1割は自己財源が今までも出ているような状態でございます。</p>

議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	確認なんですけれども、この1,705万2千円というのは、7割分という考えでよろしいのか。それか2割も含んだ9割分という話なんでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	7割分でございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	最後なんですけれども。 以前もこういう給付金があった場合に関しては、システム改修委託料の部分は、完全に国が見ているという話だったんですけど、今回に限ってはどうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	委託費のシステム改修につきましてもですね、限度額の中に事務費というのがございます。そちらも7割程度になっております。以上です。
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第1号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	17ページをお開きください。 議案第1号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和6年1月25日提出、村長名でございます。 提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものである。 18ページに新旧対照表を付けております。 現行のですね、各職務級に応じた基本給月額を、今回改正するものでございます。 附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上でございます。
議 長	これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第1号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。

	2番 樋口朗議員
2番	<p>中身ではなくて、これに該当する職員の人数ですね。</p> <p>たぶん平成29年の制定ですから、九州北部豪雨の災害関連担当の職員のことかなと想像しておりますが、職員数と。</p> <p>それから、12月議会でですね、人事院勧告による改正がありましたけど、あのときじゃなくて、今回した何か特別な理由があるのかどうか、その2点でございます。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず人数でございますが、現在、3級に該当している者が3名、4級に該当している者が1名の、合計4名でございます。</p> <p>そして改正時期でございますが、前回の改正時においてですね、いろいろ改正させていただきましたが、これにつきましても見直したところですね、ちょっと改正漏れがございましたので、今回ちょっと遅くなりましたが、こういった形でさせていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第1号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第2号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>19ページをお開きください。</p> <p>議案第2号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)」</p> <p>令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,678万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,644万6千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年1月25日提出、村長名でございます。</p> <p>20ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>11款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額2,776万9千円。</p> <p>15款繰入金、2項基金繰入金2,901万6千円。</p> <p>合計5,678万5千円の補正でございます。補正後56億4,644万6千円でございます。</p> <p>続きまして、21ページ、歳出でございます。</p>

	<p>2款総務費、1項総務管理費、補正額3, 813万5千円。 3款民生費、1項社会福祉費1, 865万円。 補正額5, 678万5千円、補正後56億4, 644万6千円でございます。 続きまして、24ページでございます。 歳入、11款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務国庫補助金、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金2, 776万9千円。 15款繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2, 901万6千円でございます。 続きまして、25ページ、歳出でございます。 総務企画課関連としましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の18節負担金補助金及び交付金でございます。 これにつきましては、各市町村、県より災害派遣をいただいております。この災害派遣職員の負担金でございます。1, 400万円計上させていただいております。 以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>25ページのほうお願いいたします。 2款総務費、1項総務管理費、35目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、18節の負担金補助及び交付金の中で一番上ですね、物価高騰特別定額給付金事業(事業者分)というところで、こちら物価高騰等により影響を受けた村内事業者に、1件当たり5万円の支援を行うというものになっておりまして、合計で700万円。こちらのほうを計上させていただいております。以上です。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>住民福祉課からでございますが、同じく25ページでございます。 2款1項14目電算事務費、203万5千円の増額補正でございます。 内容としましては、令和6年3月1日から戸籍法の一部が改正する法律が施行することに伴いまして、戸籍情報連携システムが整備されております。 その中で外字情報を法務省の戸籍情報連携システムより取得する機能を追加するため、12節委託料に予算計上をするものでございます。 もう1点、一番下でございますが、3款1項15目価格高騰緊急支援給付金、1, 865万円の増額補正でございます。 内容としましては、12節の委託費にシステム改修費としまして540万円、19節扶助費に1, 325万円を給付金定額減税の一体支援枠分として計上するものでございます。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>同じく25ページ、35目の中の説明の18節負担金補助及び交付金の中の上から2番目の物価高騰による学校給食費の負担軽減事業として722万5千円を計上いたしました。 こちらに関しましては、物価高騰による学校給食の材料費等の高騰に伴う保護者の負担を軽減する目的で行うものでございます。 こちらにつきましては、令和5年度の2カ月分それから6年度の1年間分を、小学部一人当たりの1カ月当たりの単価が5千円、中学部が6千円をそれぞれ負担するものでございます。以上です。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>同じく25ページでございます。 2款総務費の35目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございますが、その18節負担金補助及び交付金のところの下から2つ目です。物価高騰対</p>

	<p>策の土づくり推進支援金でございます。</p> <p>こちらにつきましては、堆肥のですね、肥料の補助をするということで、210万円計上してございます。</p> <p>それから、一番下でございますが、物価高騰対策としまして水稻収穫促進支援金といたしまして、乾燥・糲摺り調整の支援をさせていただくということで、577万5千円を計上させていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第2号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>25ページ、35目の、先ほど説明がありました物価高騰のところですよ。</p> <p>学校給食費の負担軽減事業で、先ほどの説明では5年度、3学期分ですね、それから6年度分ということでは言われましたけれども、経済常任委員会の中で私が質問したときに、令和7年度以降も無償になるのかという質問をしたときに、まだ未定であるというような回答をいただきましたが、総務常任委員会の中では、恒久的措置として考え、そのように捉えられているというふうな回答だったと思います。どちらが本当なのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>学校給食の負担軽減事業、これは、今回物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業という形で計上させていただいているものではございますが、従来からのやり取りというか、中でもございました、実質無償化という形の給食費ですね。これについては、6年度から実施したいということで、答弁というか、させていただいたところではございました。</p> <p>これについては、6年度以降ですね、公会計化、また含めて実質無償化については始めるという形で準備をしていたところで、この事業はちょっとございましたので、今回の予算については、今回計上させていただいたということで、給食費の部分については、もう一度やると、戻るとするのは多分不可能に近いので、村としてはですね、恒久的に取り組んでいきたいというふうな考えているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>次に、3款の民生費のところですよ。</p> <p>先ほども質問がありましたけれども、システム改修委託料540万円。</p> <p>先ほども170万円と多額のシステム改修委託料なんですけど、我々から見たらそんなに人数も少ないし手間はかからないんじゃないかというふうな気がするんですけども、540万円、非常に高い委託料なんですけど、中身も併せて教えてください。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>今回の3款1項の価格高騰の追加分でございますが、全協時にもご説明したとおり、これ中身が、実際は4項目ほど大きく分かれているという説明をさせていただいております。均等割のみの課税世帯、それから、それに係る非課税世帯、均等割世帯の子どもの加算分、それから、令和6年度に、今度新たに住民税均等割となる世帯への給付、それから、定額減税がしきれない分につきましては調整給付という形で、4つほど分かれていますので、その分がそれぞれにシステムの改修が必要ということではございます。</p> <p>細目としましては、それを合わせて540万円の見積もりというふうになっており</p>

	ます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	25ページをお願いいたします。 2款1項35目の物価高騰対策重点支援のほうです。 先ほども学校給食費の話があったんですけども、村長のご答弁の中でも実質無償化という単語が出てきているんですけども、実際のところその保護者が支払う給食費というのがゼロ、もう支払わないという話になるのか、実際その支払った分が還付されてくる仕組みなのでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。
議長	教育課長
教育課長	ご質問につきましては、実際に徴収自体を行わずに、ご負担を0円というふうになります。一旦出していただいてお返しするというふうなことではなくて、もう最初から徴収しないというふうな形にさせていただき予定にしております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	同じく物価高騰対策なんですけれども、特別定額給付金事業並びに土づくり推進支援金、水稲収穫促進支援金、いずれも今年度自体が残りわずかとなっております。この実施時期という部分に対する説明を今一度お願いいたします。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらの実施時期につきましては、予算成立後、要綱等準備をしてから募集等を開始するということにはしております。 ですので、一定期間等必要となるというところがあると思いますので、できるだけ早いうちにお支払い等はしたいとは思いますが、やはり受付等の期間はそれなりに取る必要はあると思いますので、今年度末から来年度前半期にかけて、その辺ぐらいを今のところ念頭にしているところでございます。以上です。
議長	農林建設課長
農林建設課長	同じく土づくり推進支援金及び水稲収穫促進支援金の実施時期につきましても予算成立後となりますので、実際、今年度はもう3月という形が予算成立になってくるのかと思いますので、実質的には令和6年度、来年度というふうなところが、主なところになってくるかなというふうに思っておるところです。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	水稲収穫促進支援金に関しては、もう次の収穫時というのは分かりやすいかと思うんですけども、土づくり推進支援金に関しては、ちょっと今年度と交錯するタイミングになってくるのかなと思います。その辺を、あくまでも令和5年度当初で立てられたものに関しては、おそらく12月ぐらいで一旦打ち切りをされるはずだと思うんですけども、その辺の、いつからの分が対象でという部分を改めてお尋ねしたいんですけども、どういうふうな考え方になるのでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (10時25分)
議長	会議を再開します。 (10時30分)
議長	農林建設課長
農林建設課長	先ほどの土づくりの支援金のところの部分の堆肥の補助ですけども、こちらについては、今、今年度の予算につきましても、3月まで今確保がございまして、予算がまた新たにこちらの補正についてもですね、そこは切れ目なくという形で対応できるということで考えております。以上になります。
議長	それでは、先ほどですね、佐々木孝議員の質問の中で、住民福祉課長からの答弁が

	<p>違っておったということですので、再度答弁をさせます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>先ほどの答弁の中で、全協の中で説明したという言葉が発したと思いましたが、すみません、訂正させていただきます。</p> <p>総務常任委員会時にその資料の説明をしたということでございます。失礼いたしました。</p>
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>35目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業ということで説明がなされておりますが、これは、総務常任委員会でも私お尋ねをいたしましたと思いましたが、非課税の方には7万円、今回も特別定額給付金事業で事業者の方には1件5万円、学校事業、それから土づくり、水稻と、ずっと物価高騰があるためにこういうふうな補助金を組まれているんですか、補助金というか組まれていますか、これに該当しない、学校にも行ってない、非課税でもない、ただ村民である。</p> <p>そこで、物価高騰はみんなに押し寄せてきているものだろうと思えます。今後またこのような給付金とかがあるときに、ここに漏れている村民については、どのようなお考えがあるかをお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回の物価高騰に関する部分、低所得者向けというか、そういった部分については、今回の補正の予算でですね、審議をさせていただいているものでございます。</p> <p>その他のですね、いわゆる課税世帯と申しますか、そちらの分については国からも示されておりますが、定額減税という形で所得税3万円、住民税1万円上限の減税措置がされるというふうに聞いておりますので、そちらのほうでされるのかなという、されるというか救うというか、やるというふうに認識はしておるところでございます。</p> <p>前回ちょっと、全員協議会の中でもお話のあった生活応援給付金、また消費喚起等の分については、また今回についてはですね、先ほどちょっと自分が開会のときのあいさつにもありましたが、商品券でないと、現金給付は対象にならないということでもございましたので、今回の使用率等を分析したうえで、より使っていただけるような形でですね、何らかの、また今回、次回機会があればですね、検討というか、考えさせていただきたいというふうには思っているところです。以上です。</p>
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	<p>先ほどの質問と関連がありますが、25ページの電算事務費の戸籍事務内連携パッケージ仕様書改版対応、非常に訳の分からないですけど、国の使っている外字との統一というふうなことでございました。</p> <p>やはり私たちから見ると、外字がたくさんあることは存じてますが、そういったことに対して200万も負担しなくては行けない。これが民生用だったらこんなに高くはないと思うんですね。</p> <p>どうしてもやっぱり自治体相手だから、何かうがった見方ですけど、非常に高い金額が提示されているのではないかなというふうに思っているところです。</p> <p>それからもう1つ、同僚議員も質問しました民生費のほうの委託料の540万。これもですね、扶助費の40%もこのシステム改修費にかかるわけです。</p> <p>これは私たち、昔、紙台帳時代の場合はすべて手作業でやっていたから、職員の人件費さえ払えば、こういったシステム改修料は全く要らない時代があったわけです。それでもできていたわけですね。</p> <p>やはり知恵と工夫で、電算委託しているから仕方のない面もありますけど、いろん</p>

	<p>なことに、そこに職員が加わることによって、これをもっと安くすることができないか。簡単にはいかないと思いますけれども、そこにやっぱり職員の知恵と工夫、あるいは各市町村の情報交換とかですね、あるいはこういったことに詳しい人を呼んでの勉強会をすることですね、そういったことで、やはりこれが先ほどの同僚議員の質問の中にも、7割は国の補助があるということがありましたけど、それにしてもやはりあまりにも高額だと。</p> <p>そういったところをもう少し業者からの見積書を精査する。そういったこともこれからやっていただきたいと思いますが、その件についてお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>委託料の考え方という部分にはなりますが、戸籍の部分については法改正対応でございますので、これを、中身についてはですね、戸籍のシステム、誰も理解している人はいないと思います。</p> <p>これについても、もう1つのシステム改修についても、現在電算化の中で、なんですかね、人力でやるという部分については、今のところは正確性、また速度と言いますか、そういった部分も踏まえて、今、委託という形でやっているところでございます。</p> <p>これについていろんな考え方があると思います。それは、それで正しいと思っておりますが、村としてはそういう形でやらなければいけない。</p> <p>これについても、例えば東峰村だけが独自に改修を行うという部分であれば、当然厳しくというか、自分も見積もりが出たときに、感覚的にこれちょっと高いんじゃないですかというときにはですね、実際の何人日という明細が出てきますので、これの実際の工程表を出してもらったりとか、そういった形では行っております。</p> <p>ただ、それを、10人日して出たのを、これを5人日でしょうとかいうところまでできないので、それについては、あくまで業者との協議の中で決めていくという形になっております。</p> <p>将来的にはシステムの統一化、令和7年度目標、こういった部分に向けてですね、やっていくところでありますので、そういった部分になれば、またちょっと違う形にはなるかなと思っておりますので、現在については、見積もりについてはきちんと精査と申しますか、内容について打ち合わせをしたうえでしているというところですが、業者さん自体が結構複数というかですね、多数の自治体の業務を請け負っておりますので、うちだけどうのこうのとか、どうのこうのと言いますか、そういった部分とか、結構人口、うち件数というかですね、対象者数が少ないのでという話をしても、やっぱりかかる業務は変わらないというふうに言われますので、その辺りについては、ご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私が言っているのは、法改正についてのシステムがどうのこうののではないということですね。電算処理してますから、昔の紙台帳のような課税台帳は職員も見ることができるわけですね。</p> <p>そういったことを、職員も見ることによって判断ができないか。そういった工夫ができないかというふうに申しているわけでございます。</p> <p>併せて質問なんですけども、実は、最近私のところに、この電算処理業務に通じて、大変な業者による情報漏えいがあったという通知が来ました。</p> <p>それは何かというと、通信販売を利用している業者からですね、それが、59の親団体が59の通信販売とかいろんな業者の業務を請け負っている。1つの業者から来たんですけど。その情報漏えいがなんと500万あるわけですね。これでお断りの手紙と大変申し訳ありませんでしたということで、迷惑料のクオカード等が送ってきま</p>

	<p>した。わずか1つの業者で500万の情報漏えいですね。その業者は59のいろんな民間業者のシステムの保守を請け負っている会社であると。</p> <p>村長がいましたように、防災とかそういう備え、これはまた大切です。しかし、情報漏えいに対する村の備え、これも非常に大切です。住民の個人情報、所得とかすべてをこの役場のシステムの中には入っています。</p> <p>ですから、そういったシステムエンジニアがこちらに来られたときの管理とか、あるいは外室、入室、そういったところの管理が、今、適切に行われているとは思いますが、これからもしっかりと村が管理して、情報漏えいがないようにですね、そういったところをきちんとできるように希望するところでございますが、そのことについてのご回答をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>情報管理、当然、個人情報等を扱っておりますので、それについてはコンプライアンス上の話でもございます。個人情報保護条例に基づきます村のほうでのですね、すみません、名前をちょっと度忘れしましたが、きちんと作ってですね、計画を作ってきっちりやる。すみません、タイトルを私がちょっと度忘れしましたので、作って情報管理を行っているところでございます。</p> <p>それはもう当然、委託業者にもですね、その計画は網がかぶっているものでございますので、それを適切に行うという約束の下で、きちんとされているものであります。</p> <p>情報漏えいについては、さまざまな原因があると思っております。外部から侵入した部分もある、また、内部のオペレーターさんと言いますか、それが持ち出すとかですね、そういった部分もありますので、あらゆる可能性、リスクをですね、把握したうえで、きちんとですね、もうないように、と言いながら、よそでもあるときにはあるんですけど、それが、リスクをですね、原因が起これないようにということは、重々いつもですね、やりながら、その契約の履行についてはやっておりますので、その部分については改めてまた、しっかり確認と実施をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)」</p>

	<p>令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,833万8千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年1月25日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>6款県支出金、1項県補助金、補正額930万円の補正で、補正後の歳入総額3億6,833万8千円。</p> <p>続きまして、28ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>2款保険給付費、1項療養諸費、補正額930万円の計上でございます。歳出の補正後の総額が3億6,833万8千円でございます。</p> <p>続きまして、31ページをお願いいたします。細目でございます。</p> <p>まず、歳入から、6款1項1目保険給付費等交付金、補正額930万円の増額補正でございます。</p> <p>内容につきましては、1節の普通交付金の予算計上でございます。</p> <p>続きまして32ページ、歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額930万円の増額補正でございます。</p> <p>内容としましては、高額医療の受給者の増によります、18節負担金補助及び交付金の予算計上でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>

<p>村 長</p>	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日、令和6年第1回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案いたしました議案等について、原案どおり可決、承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の中で貴重なご意見、ご提言いただきました。今後十分考慮しながら事業の実施を進めたいと思っております。</p> <p>さて、この冬は暖冬といわれておりましたが、ここ数日の寒気や降雪もあり、やはり冬は冬らしく、厳しい寒さではありますが、先週大寒も過ぎ、少しずつ春の足音も聞こえてくるのかなと思っております。改めて日本は四季を感じられる国であってほしいということを感じているところでもあります。</p> <p>今週は水道管の漏水も心配されたところではありましたが、現在のところ目立った流量の変化も見られておりません。水道管凍結予防の呼びかけを行い、皆様にご協力いただいたおかげだと思っております。</p> <p>今後も寒い日が続きます。水道管の凍結予防に引き続きご協力いただきますとともに、風邪やインフルエンザにかからないよう健康管理にも十分注意して、健康にお過ごしいただきたいと思っております。</p> <p>議員各位におかれましても、健康でご活躍いただきますよう祈念申し上げまして、私の閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これもちまして、令和6年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>